

一宮市居住安定援助賃貸住宅事業認定事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年7月6日法律第112号。以下「法」という。）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年10月20日国土交通省令第63号。以下「省令」という。）及び国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年10月24日厚生労働省・国土交通省令第1号。以下「共同省令」という。）に基づき、居住安定援助賃貸住宅事業の認定に関する事務の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、省令及び共同省令に定めるものによる。

(認定の申請)

第3条 一宮市内において法第40条第1項の居住安定援助賃貸住宅事業の認定を受けようとする者（以下「認定事業者」）は、共同省令第5条に定める別記様式第二号による申請書を居住サポート住宅情報提供システム（以下「情報提供システム」という。）により一宮市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

(認定の通知)

第4条 市長は、前条の申請を認定したときは、遅延なく、その旨を認定事業者へ通知しなければならない。

2 前項の通知は、情報提供システム内の承認処理による認定事業者への通知をもって行われたこととする。

(変更等)

第5条 法第44条第1項による居住安定援助計画の変更（共同省令第21条第1項による軽微な変更を除く。）の認定を受けようとする認定事業者は、共同省令第22条に定める別記様式第四号による申請書を情報提供システムにより市長に提出するものとする。

2 共同省令第21条第1項（第8号を除く。）に定める軽微な変更をする認定事業者は、同条第2項の規定により届出書を市長に提出しなければならない。

(変更の認定の通知)

第6条 市長は、前条第1項の変更の申請を認定したときは、遅延なく、認定事業者へ通知しなければならない。

2 前項の通知は、情報提供システム内の承認処理による認定事業者への通知をもって行われたこととする。

(廃止の届出)

第7条 認定事業者は、法第44条第3項の規定による廃止の届出を行うときは、共同省令第23条に定める別記様式第五号による届出書を情報提供システムにより市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、共同省令第23条第2項に定める次の事項について

一宮市ウェブサイトにより公示しなければならない。

一 認定事業者が個人の場合にあってはその氏名及び住所、法人の場合にあってはその氏名、代表者の氏名及び住所

二 認定番号

三 事業廃止の年月日

(地位の承継)

第8条 法第45条の地位の承継に係る承認を受けようとする者は、共同省令第24条に定める別記様式第六号による申請書に、地位の承継の事実を証する書類（以下「証明書類」という。）及びその写しを添えて、情報提供システムにより市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、速やかに、共同省令に定める別記様式第七号による通知書に証明書類を添えて、当該承継を受けた者へ通知するものとする。

(帳簿の備付け等)

第9条 認定事業者は、法第48条に規定する帳簿の備付け等について、共同省令第29条第1項に定める事項を記載した帳簿を備付け、同条第3項の規定により保存しなければならない。

(定期報告)

第10条 認定事業者は、認定計画に基づく居住安定援助賃貸住宅事業の実施の状況その他共同省令第30条第1項に定める事項について、同条第2項に定める別記様式第八号による報告書を作成し、情報提供システムにより市長に報告しなければならない。

(目的外使用の申請)

第11条 認定事業者は、法第50条の規定により専用賃貸住宅を目的外使用するときは、共同省令第32条に定める別記様式第九号による申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第12条 法第54条第1項の規定による報告徴収及び立入検査は、建築部住宅政策課が行う。

2 前項において、法第40条第2項第9号に係る事項については、関係部署との連携を図り対応するものとする。

(改善命令)

第13条 市長は、認定事業者が法第46条から法第48条までの規定に違反し、又は法第51条に定める事項を遵守していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、その改善に必要な措置を命ずることができる。

(認定の取消し)

第14条 市長は、法第56条第1項の規定により認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、計画の認定を取り消さなければならない。

一 法第42条各号（第3号を除く。）の欠格条項のいずれかに該当するに至ったとき。

二 不正な手段により計画の認定を受けたとき。

2 市長は、法第56条第2項の規定により認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、計画の認定を取り消すことができる。

- 一 法第 49 条の定期報告又は法第 50 条第 3 項の専用賃貸住宅の目的外使用の賃貸借の期間を定める規定に違反したとき。
 - 二 法第 50 条第 1 項の専用賃貸住宅の目的外使用の承認を受けずに、法第 40 条第 2 項第 7 号に規定する者以外の者に賃貸したとい。
 - 三 前条の規定による改善命令に違反したとき。
- 3 市長は、前 2 項の規定により計画の認定を取り消したときは、遅延なく、その旨を当該認定事業者であった者に通知しなければならない。

付則

この要綱は、2025（令和 7）年 10 月 1 日から施行する。